

利用上の注意

I 商業統計調査について

1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第23号)であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されている。

なお、平成14年商業統計調査に適用された商業統計調査規則及び調査票様式は、巻末を参照されたい。

3. 調査の期日

平成14年商業統計調査は、平成14年6月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施することとしている。

年次別の調査期日は、以下のとおり。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和27年調査	9月1日	卸売・小売業、飲食店	昭和54年調査	6月1日	卸売・小売業、飲食店
“ 29 “	9月1日	“	“ 57 “	6月1日	“
“ 31 “	7月1日	“	“ 60 “	5月1日	卸売・小売業
“ 33 “	7月1日	“	“ 61 “	10月1日	一般飲食店
“ 35 “	6月1日	“	“ 63 “	6月1日	卸売・小売業
“ 37 “	7月1日	“	平成元年調査	10月1日	一般飲食店
“ 39 “	7月1日	“	“ 3 “	7月1日	卸売・小売業
“ 41 “	7月1日	“	“ 4 “	10月1日	一般飲食店
“ 43 “	7月1日	“	“ 6 “	7月1日	卸売・小売業
“ 45 “	6月1日	“	“ 9 “	6月1日	“
“ 47 “	5月1日	“	* “ 11 “	7月1日	“ (簡易調査)
“ 49 “	5月1日	“	“ 14 “	6月1日	卸売・小売業
“ 51 “	5月1日	“			

*平成11年調査は簡易調査(第一回)

4. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類」一卸売・小売業に属する事業所を対象とする。

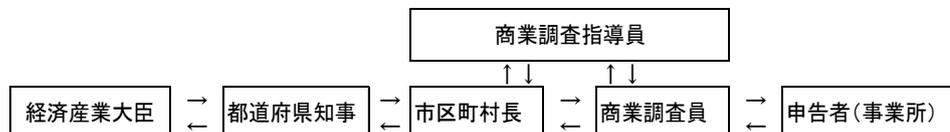
調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。しかし、民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としない。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

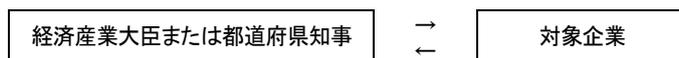
5. 調査の経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

① 申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式



② 商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6. 調査の項目

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については次の①～⑱の全ての項目、個人経営の事業所については⑩～⑱を除く項目とする。

なお、調査項目のうち⑩～⑱は、小売業のみの調査項目である。

調 査 項 目	
① 事業所の名称及び電話番号	⑪ セルフサービス方式採用の有無
② 事業所の所在地	⑫ 売場面積
③ 経営組織及び資本金額又は出資金額	⑬ 営業時間等
④ 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号	⑭ 来客用駐車場の有無及び収容台数
⑤ 事業所の開設時期	⑮ チェーン組織への加盟の有無
⑥ 従業者数等	⑯ 年間商品仕入額の仕入先別割合
⑦ 年間商品販売額等	⑰ 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
⑧ 年間商品販売額の販売方法別割合	⑱ 企業の事業所数等
⑨ 商品手持額	
⑩ 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合	

7. 公表

平成14年商業統計調査の集計結果は、以下のとおり公表する。

種 類	主 な 内 容
第 1 巻 産 業 編 (総括表)	主として産業分類別の従業者規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別などの階級別統計表を掲載。
第 2 巻 産 業 編 (都道府県表)	主として都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業分類別統計表を掲載。
第 3 巻 産 業 編 (市区町村表)	市区町村別の産業分類別統計表を掲載。
第 4 巻 品 目 編	商品(品目)分類別の事業所数及び年間商品販売額表を掲載。

(二 次 加 工)

業態別統計編	小売事業所について、主に都道府県別の業態分類別の統計表を掲載。
流通経路別統計編	法人組織の卸売事業所について、産業分類別、都道府県別の流通段階・経路別に関する統計表を掲載。
立地環境特性別統計編	小売事業所について、立地環境特性別の産業分類別、業態分類別、都道府県別、大規模小売店舗の統計表を掲載。

II 平成14年商業統計表(第1巻～第4巻)について

1. 商業統計調査用分類

商業統計調査用分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している(巻末の「産業分類表と商品分類表」を参照)。

2. 産業分類の改訂について

第11回日本標準産業分類の改訂に伴い、商業部門については、当該部門の範囲の見直しを含め細分類を中心とした新設、統合、名称変更など所要の改正を行った。卸売業、小売業についての主な改正点は以下のとおりである。

(1)卸売業

先導的環境産業として今後大きく発展していくことが見込まれることから自動車卸売業に「自動車中古部品卸売業」(細分類)を新設、また量的ウエイトの低下により「石炭卸売業」「金属鉱物卸売業」「非金属鉱物卸売業」を統合し「鉱物卸売業」を新設、「火薬類卸売業」は「その他の化学製品卸売業」へ統合、「代理商、仲立業」は小分類を廃止し「他に分類されない卸売業」の細分類へ移行、「新炭卸売業」を「他に分類されないその他の卸売業」へ統合した。

貴金属製品及び宝石製品を総称してジュエリーということから「貴金属製品卸売業」を「ジュエリー製品卸売業」に名称変更、酒類、牛乳を除く飲料を統合し「清涼飲料卸売業」を「飲料卸売業」に名称、定義変更した。

(2)小売業

統計利用者に対し「総合スーパー」が含まれていることを明示するため「百貨店」を「百貨店、総合スーパー」と名称変更、また、店舗数、販売規模の増大を踏まえ「その他の飲食料点小売業」に「コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」「(細分類)を新設、医薬分業の進展に伴い、主として調剤を行う薬局が増加していることから「医薬品小売業」から「調剤薬局」(細分類)を分離新設、時代の変化に適合させるため「他に分類されないその他の小売業」と「肥料・飼料小売業」から「ペット・ペット用品小売業」(細分類)を特掲新設、「家庭用電気機械器具小売業」を「電気機械器具小売業」と「電気事務機械器具小売業」に分割、清涼飲料等の割合が増加したことから「他に分類されない飲食料点小売業」から酒類及び牛乳を除く飲料を特掲し「飲料小売業」

「婦人・子供服小売業」はそれぞれの専門化が進展したことから「婦人服小売業」と「子供服小売業」に分割、製造、非製造の区分の必要性が低下したことから、「男子服小売業(製造小売)」、「男子服小売業(製造小売でないもの)」は「男子服小売業」に統合、「豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(製造小売)」、「豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(製造小売でないもの)」は「豆腐・かまぼこ等加工食品小売業」に統合した。「貴金属製品小売業」を「ジュエリー製品小売業」に名称、定義変更した。

3. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定(格付け)方法は、次のとおり。

(1)一般的な方法

- ① 取扱い商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち上4桁の分類番号で細分類を決定する。
- ② 取扱い商品が複数の場合は、まず商品分類番号上2桁の卸売品目(50～54)と小売品目(56～60)でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に決定する。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上2桁によって、中分類(2桁分類)を決定し、同様に上3桁、上4桁と順に分類し、細分類(4桁分類)を格付けする。

(2)特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業」「その他の各種商品卸売業」「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」「その他の各種商品小売業」「各種食料品小売業」「コンビニエンスストア」「たばこ・喫煙具専門小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

①卸売業

(ア)「4911 各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」

表1の財別(生産財、資本財、消費財)の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額がいずれも卸売販売額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

(イ)「4919 その他の各種商品卸売業」

表1の財別(生産財、資本財、消費財)の3財にわたる商品を販売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

なお、上記(ア)、(イ)について、生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

表1

財 別	小分類	産 業 分 類
生産財	501	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)
	522	化学製品卸売業
	523	鉱物・金属材料卸売業
	524	再生資源卸売業
資本財	521	建築材料卸売業
	531	一般機械器具卸売業
	532	自動車卸売業
	533	電気機械器具卸売業
	539	その他の機械器具卸売業
消費財	502	衣服・身の回り品卸売業
	511	農畜産物・水産物卸売業
	512	食料・飲料卸売業
	541	家具・建具・じゅう器等卸売業
	542	医薬品・化粧品等卸売業
	549	他に分類されない卸売業

(ア)「5511 百貨店、総合スーパー」

表2の衣(中分類56)、食(中分類57)、住(中分類58～60)にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

(イ)「5599 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

表2の衣(中分類56)、食(中分類57)、住(中分類58～60)にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

(ウ)「5711 各種食料品小売業」

中分類「57食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類「572～579」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売りし、そのいずれもが「食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいう。

(エ)「5791 コンビニエンスストア(食料品を中心とするものに限る)」

「57 食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

(オ)「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

「60911たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

表2

衣・食・住別	中分類	産 業 分 類
衣	56	織物・衣服・身の回り品
食	57	飲食料品
住	58	自動車・自転車
	59	家具・じゅう器・機械器具
	60	その他

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

② 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

③ 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)などを販売する事業所

④ 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所(主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所(代理商、仲立業)

代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

① 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。但し、修理のみを専業としている事業所は、修理業(サービス業(他に分類されないもの))とする。この場合、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

④ 製造小売事業所(自店で製造した商品在那个場所個人又は家庭用消費者に販売する事業所)

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

支店を持たない事業所(1企業1事業所)をいう。

(5) 本店

他の場所に支店、支社、営業所などの販売事業所をもっている事業所で、法人組織の場合は商業登記簿に登録された本店を、個人経営の場合は営業の本拠となっている本店をいう。

(6) 支店

支店の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

(7) 従業者及び就業者

平成14年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいう。

① 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

② 「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。

③ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成14年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

④ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑤ 「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている者をいう。

⑥ 「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等の従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(8) 年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(9) その他の収入額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の販売商品に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(10) 商品手持額

平成14年3月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額(仕入れ時の原価による)。

(11) セルフサービス方式(小売業のみ)

「セルフサービス方式」とは、①商品が無包装、あるいはブリパッケージされ、値段が付けられていること、②備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、③売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

(12) 売場面積(小売業のみ)

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場(植木、石材)、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗(テナント)分等は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(13) 年間商品仕入額(法人事業所のみ)

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額を含む。

5. 各統計表の表章項目の説明及び留意点

共通事項

① 「不詳」について

統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていないことを表している。

(ア)「売場面積」については、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていない。

(イ)「開店時刻・閉店時刻」については、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所は調査していない。

(ウ)「営業時間」については、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所は調査していない。

② 年間商品販売額、商品手持額及びその他の収入額の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

第1巻4表、5表、17表、25表

(1) その他の収入額の内訳区分は、次のとおり。

① 修理料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額。

② 仲立手数料

他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。

③ 製造業出荷額

製造した製品を卸売した場合の出荷額。

④ 飲食部門収入額

飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。

⑤ サービス業収入額

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、DPE・宅配便取次手数料などサービスの提供に対する収入額。日本標準産業分類改訂に伴い、平成14年より金融・保険、不動産業についてのサービスの提供も含む。

⑥ 上記以外の収入額

①～⑤以外のその他の収入額。

(2) その他の収入額の内訳別については、その割合をもとに計算した。

第1巻4表

① 表章項目中「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所により算出している。

② 表章項目中「就業者1人当たり年間商品販売額」の就業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について8時間換算(平成14年より調査)したものをを用いて算出している。

第1巻7表、20表、第2巻5表、10表

(1) 販売方法区分は、次のとおり。

① 現金販売

現金で商品を販売した場合をいう。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含む。

② 信用販売

(ア) クレジットカードによる販売

信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいう。

(イ) 掛売・その他

上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。

また「新聞、牛乳の月極販売もここに含む。

(2) 販売方法別の年間商品販売額については、その割合をもとに計算した。

第1巻9表、10表、11表、第2巻6表

(1) 商品販売形態(小売業のみ)区分は、次のとおり。

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。

④ 自動販売機による販売

商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑤ その他

ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(2) 商品販売形態区分の年間商品販売額については、その割合をもとに計算した。

第1巻14表、15表

(1) 来客用駐車場(小売業のみ)については、次のとおり。

平成14年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

① 専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

② 共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

③ 収容台数

満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(2) 第1巻第14表、15表における、「併用」とは、専用駐車場及び共用駐車場の両方を有している事業所で、「来客専用駐車場有り計」の内数である。

第1巻16表

(1) チェーン組織(小売業のみ)区分については、次のとおり。

① フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所(フランチャイジー)が他の事業所(フランチャイザー(本部))との間に契約を結び(加盟)、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

② ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所どうしで本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

③ いずれにも加盟していない事業所

上記①、②に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン(直営店)、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系のガソリンスタンドなど。

第1巻18表、第2巻9表

「卸売業」の営業形態区分は、次のとおり。

① 製造業の販売事業所

製造業者が別の場所で営業している自己製品の卸売事業所(本店が製造業の支店)。

② 製造業の販売事業所以外の卸売業

①以外の卸売事業所

第1巻21表、第2巻11表

(1) 仕入先については、次のとおり。

① 本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振替えを行った場合。

② 自店内製造

事業所が小売販売するためにその場所で商品を製造した場合。

③ 生産業者

(ア) 親会社

自社の株式総数の50%を超える株式、又は資本の50%を超える出資口数を有する生産業者から商品を直接仕入れた場合。

(イ) その他の生産業者

上記(ア)を除く生産業者から商品を直接仕入れた場合。

④ 卸売業者・その他

他企業の卸売業者、小売業者から仕入れた場合及び生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合。

⑤ 国外(直接輸入)

自社(自分)名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合。

⑥ 仕入先別割合の金額は法人事業所のみについて、便宜上、調査項目中の「7-1. 年間商品販売額」の合計に「16. 年間商品仕入額の仕入先別割合(%)」を乗じて算出した。

(2)販売先については、次のとおり。

- ① 本支店間移動
自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合。
- ② 卸売業者
他の卸売業者に商品を卸売した場合。
- ③ 小売業者
小売業者に商品を卸売した場合。
- ④ 産業用使用者・その他
産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など)に業務用として商品を卸売した場合。
- ⑤ 国外(直接輸出)
自社(自分)名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。
- ⑥ 販売先別割合の金額は法人事業所のみについて、調査項目中の「7-1. 年間商品販売額」の卸売販売額に「17. 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合(%)」を乗じて算出した。

第1巻第22表、23表、24表

(1)法人事業所の中から「単独事業所」、「本店」を取り出し、更に「法人事業所の統括管理事務所(商品の仕入、販売を行わないで、管理業務だけの本店又は本部)」を加え商業企業単位の集計をした。

なお、「統括管理事務所」は第1巻第22～24表だけに集計され、その他の統計表には含まれていない。

(2)電子商取引とは、「商取引(=経済主体間での財の商業的移転に関わる受発注者間の物品、サービス、情報、金銭の交換)のうち、物品の受発注に係る業務について一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていること」をいう。

ただし、商業統計調査では年間商品仕入額、年間商品販売額に占める電子商取引の割合が1%以上のものについて集計している。

第4巻第4表

百貨店、総合スーパー分類におけるイタリック体の数値は、「551 百貨店、総合スーパー」を除く産業に格付けされた事業所の販売額を下記の「百貨店、総合スーパー分類と小売業一般分類の対応表」により百貨店、総合スーパー分類で集計したものの。

百貨店、総合スーパー分類と小売業一般分類の対応表

百貨店、総合スーパー分類		小売業一般分類	
商品分類番号及び商品名	例 示	商品名及び商品分類番号	
55111	紳士服・洋品 紳士服、下着類、シャツ、ネクタイ、靴下など	男子服[56211]	
55112	婦人・子供服・洋品 婦人服、子供服、下着類、ブラウス、靴下など	婦人服[56311]、子供服[56321]	
55113	その他の衣料品 呉服、反物、寝具、和服、和装小物など	呉服・服地[56111]、寝具[56121]、下着類[56921]	
55114	身の回り品 靴、履物、傘類、鞆、トランク、ハンドバック、裁縫用品など	靴[56411]、履物(靴を除く)[56421]、かばん・袋物[56911]、小間物・化粧品[56922]、他の衣服・身の回り品[56991]	
55115	飲 食 料 品 飲料、酒、調味料、食肉、鮮魚、乾物、野菜、果物、菓子など	酒[57211]、食肉[57311]、卵・鳥肉[57321]、鮮魚[57411]、野菜[57511]、果実[57521]、菓子(製造)[57611]、菓子(非製造)[57621]、パン(製造)[57631]、パン(非製造)[57641]、米穀類[57711]、牛乳[57921]、飲料(牛乳を除く・茶類飲料を含む)[57931]、茶類[57941]、料理品[57951]、豆腐・かまぼこ等加工食品[57961]、乾物[57971]、他の飲食物品[57991]	
55116	家 具 和洋家具、室内調度品、神仏具、じゅうたん、カーテンなど	家具[59111]、じゅうたん・カーテン[59112]、建具[59121]、畳[59131]、宗教用具[59141]	
55117	家庭用電気機械器具 テレビ、パソコン、ステレオ、VTR、DVD、洗濯機など	電気機械器具[59211]、電気事務機械器具[59221]	
55118	家庭用品 陶磁器、ガラス器、金物、荒物、ガス器具、水道器具など	マシン・編機[59291]、他の機械器具[59299]、金物[59911]、荒物[59921]、陶磁器・ガラス器[59931]、他のじゅう器[59991]	
55119	その他の商品 医薬品、化粧品、洗剤、書籍、文房具、事務用品、貴金属など	乗用車(新車)[58111]、トラック(新車)[58112]、乗用車(中古)[58121]、トラック(中古)[58122]、自動車部分品・附属品[58131]、二輪自動車[58141]、自転車[58211]、一般用医薬品[60111]、医療用医薬品[60121]、化粧品[60131]、農業用機械器具[60211]、苗・種子[60221]、肥料・飼料[60231]、揮発油[60311]、軽油[60312]、重油[60313]、ブタンガス[60314]、他の石油[60319]、灯油[60321]、プロパンガス[60322]、他の非石油系燃料[60329]、書籍・雑誌[60411]、新聞[60421]、紙・文房具[60431]、スポーツ用品[60511]、がん具・娯楽用品[60521]、楽器[60531]、写真機・写真材料[60611]、時計・眼鏡・光学機械[60711]、たばこ・喫煙具[60911]、花・植木[60921]、建築材料[60931]、ジュエリー製品[60941]、ペット[60951]、ペット用品[60952]、骨とう品[60961]、中古品(骨とう品を除く)[60971]、みやげ品[60991]、合成洗剤[60992]、その他[60999]	

6. 産業編と品目編の集計の方法について

ある事業所の年間商品販売額が次のような場合、

商品分類番号	商 品 名	年間商品販売額
56111	呉服・服地	700万円
56311	婦 人 服	300万円
60131	化 粧 品	800万円
計		1800万円

この事業所は、産業格付方法(「II 3.事業所の産業の決定方法」参照)により「5611呉服・服地小売業」に格付けされ、産業編(第1巻～第3巻)では事業所数「1」として計上される。

産 業 分 類	事業所	年間商品販売額
5611 呉服・服地小売業	1	1800万円

一方、品目編(第4巻)では商品別に事業所数が計上されるので、上記の例においては、取扱い商品「56111呉服・服地」、「56311婦人服」、「60131化粧品」の各商品ごとに事業所数「1」が計上され、中分類「56」、「60」の事業所数の計は延事業所数となる。

産 業 分 類	56 織物・衣服・身の回り品小売業					
	計		56111 呉服・服地		56311 婦人服	
	延事業所数	年間商品販売額	事業所数	年間商品販売額	事業所数	年間商品販売額
5611 呉服・服地小売業	2	1000万円	1	700万円	1	300万円

60 その他の小売業			
計		60131 化粧品	
延事業所	年間商品販売額	事業所数	年間商品販売額
1	800万円	1	800万円

7. その他

(1) 平成14年商業統計調査において産業分類の改訂及び業態分類の見直しを行っている。平成11年の数値は平成14年の定義に合わせて組み替えており、平成11年公表値とは必ずしも一致しない。

(2) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表している。「x」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

(3) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

(4) 長崎県島原市及び同県南高来郡深江町については、雲仙普賢岳噴火に伴う災害のため、平成3年調査が実施されなかったことから、平成3年数値(事業所数、従業者数、年間商品販売額等)には含まれていない。

(5) 東京都三宅村については、火山噴火に伴う災害のため、平成14年調査が実施されなかったことから、平成14年数値(事業所数、従業者数、年間商品販売額等)には含まれていない。

(6) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成14年 商業統計表」による旨を明記されたい。

8. 問い合わせ先

この統計表についての照会は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
 経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室
 電話(03)3501-9945、9929(ダイヤルイン)